フロン類回収業者登録申請(新規及び更新)に必要な書類

	フロン類回収業者登録申請書(様式第三)		
	役員等名簿		申請者が法人の場合、必要に応じて使用
様	事業所一覧表		複数の事業所を申請する場合に使用
式	フロン類回収設備一覧表		複数の事業所を申請する場合に使用
	フロン類及びフロン類の回収方法に十分		
	な知見を有する者の名簿		
	誓約書(欠格事項に該当しない旨)	*	
	法人:登記簿謄本(現在事項全部証明書)		
	個人:住民票	*	申請日の3ヶ月前以内に発行のもの
	(本籍(外国人の場合は国籍等)記載)		
	法定代理人の住民票	*	申請者が未成年者である場合
	(本籍(外国人の場合は国籍等) 記載)	**	申請日の3ヶ月前以内に発行のもの
	事業所周辺の地図	*	1/1500~8000 程度で事業所の位置を明記
			次の事項が示されていること
添	回収設備の種類及び能力を示す書類		○メーカー名・型式
	(取扱説明書、仕様書、カタログ等)		○回収できるフロン類の種類 (CFC/HFC)
付			○回収能力 (g/分)
_			[自ら所有する場合]
書	回収設備の所有権あるいは使用する権原		購入契約書,納品書,領収書,販売証明
本土	があることを証する書類		書等の写し
類	(例:右に記載)		[上記以外の場合]
等			借用契約書の写し等
ন			神戸市収入証紙販売場所 〇三井住友銀行神戸市役所出張所(2 号
	登録手数料		館2階)
	(6,000円分(新規)の神戸市収入証紙)		○神戸市役所内売店(2 号館地下 1 階)
	(4,000円分(更新)の神戸市収入証紙)		営業時間:銀行15時まで,売店19時
	(販売場所等:右に記載)		まで ま で
			(収入印紙や兵庫県収入証紙は使用でき
			ません)
I II.	登録通知書について:郵送による受取りを希望		神戸市役所内郵便局(2 号館 1 階)で購
備老	の場合	入可能	
考	切手(120円分(2事業所以上は140円))	営業時間:17時まで	

- 提出部数はいずれも1部ですが、「申請者控え」としてさらに1部用意されることをお勧めします。 なお、「申請者控え」は添付書類を含めすべてコピーで結構です。
- ※のついた書類については、フロン類回収業者等と引取業者の登録申請を同時に行う場合は、いずれか一方のみに添付していただければ結構です。

この際、もう一方には「同時申請(届出)に関する申立書」を添付してください。

提出及びお問い合せ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(神戸市役所3号館5階)

神戸市環境局事業系廃棄物対策室施設ライン

TEL:078-322-6428 Fax:078-322-6063

登 録

フロン類回収業者

申請書

登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

神 戸 市 長 あて

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

(法人にあっては,名称及び代表者の氏名) 電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により,必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

/ロン類回収美者の登録(登録の更新)を申請します。					
役員の氏名(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人であ					
る場合に記入すること。)					
(ふりがな)	6 П. 11박\ 6 7			
	氏 名	役 職 名			
定代理人の氏	名及び住所(未成年者	である場合に記入すること。)			
(ふりがな)					
氏 名					
	(郵便番号)				
住 所					
		電話番号			
 業所の名称及	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
名					
	(郵便番号)				
所在地					
		電話番号			
	具の氏名 場合に記入す (定代理人の (ふ 氏 住 所 業所の名 称	員の氏名(業務を執行する社員,取場合に記入すること。) (ふりがな) 氏 名 (ふりがな) 氏 名 (事便番号) 業所の名称及び所在地 名 称 (郵便番号)			

回口	収しようとするフロ	ロン類の種類	
	CFC		
	HFC		
フ	ロン類回収設備の	種類、能力及び台数	
	設備の種類	能	カ
設備の種類		200g/min 未満	200g/min 以上
	CFC 用		
	HFC 用		
	CFC. HFC 兼用		

備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。

- 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し 設け、事業所ごとに記載すること。
- 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

役員等名簿

(ふりがな)	CD. 17th C
氏 名	役 職 名

法人でない場合,若しくは申請書の『役員の氏名』欄に記入済みの場合は記入不要です。 役員(業務を執行する社員,取締役,執行役又はこれらに準ずる者)について記入してく ださい。

事業所一覧表

**********	事業所所在地			
事業所の名称			電話番号	
	₹			
	()	_	
	₸			
	()	_	
	Ŧ			
	()	_	
	₸			
	()	<u> </u>	
	₸			
	()	_	
	Ŧ			
	()	_	
	₹			
	()	_	
	₸			
	()	-	
	Ŧ			
	()	_	
	₸			
	()	_	

申請書に記入した事業所の他に申請する事業所がある場合等に記入してください。神戸市内で申請する事業所について記入してください。

フロン類回収設備一覧表

事業所名	番号	メーカー	機種名・型式名	フロン類の種類	能力(g/分)	台数
				CFC 用・HFC 用		
					g/分	
				CFC 用・HFC 用		
				Cro m · nro m	g/分	
				CFC 用・HFC 用	g/分	
				CFC 用・HFC 用	g/分	
				CFC 用・HFC 用	g/分	
					0.75	
				CFC 用・HFC 用	g/分	
					g/ n	
				CFC 用・HFC 用		
					g/分	
				CFC 用・HFC 用		
					g/分	
				CFC 用・HFC 用		
			ブレに記載してく		g/分	

備考:事業所ごと,回収設備の機種ごとに記載してください

フロン類の種類については,該当するフロンの種類に〇をつけてください

フロン類及びフロン類の回収方法に十分な知見を有する者の名簿

事業所名	氏	名	資格等(該当するものを○で囲む)
			兵庫県フロン回収・処理推進協議会技術講習会受講者
			自動車電気装置整備士 その他自動車整備業務
			エアコン整備業務 フロン類回収業務経験者
			その他(
			兵庫県フロン回収・処理推進協議会技術講習会受講者
			自動車電気装置整備士 その他自動車整備業務
			エアコン整備業務 フロン類回収業務経験者
			その他(
			兵庫県フロン回収・処理推進協議会技術講習会受講者
			自動車電気装置整備士 その他自動車整備業務
			エアコン整備業務 フロン類回収業務経験者
			その他(
			兵庫県フロン回収・処理推進協議会技術講習会受講者
			自動車電気装置整備士 その他自動車整備業務
			エアコン整備業務 フロン類回収業務経験者
			その他(
			兵庫県フロン回収・処理推進協議会技術講習会受講者
			自動車電気装置整備士 その他自動車整備業務
			エアコン整備業務 フロン類回収業務経験者
			その他(
			兵庫県フロン回収・処理推進協議会技術講習会受講者
			自動車電気装置整備士 その他自動車整備業務
			エアコン整備業務 フロン類回収業務経験者
			その他(
			兵庫県フロン回収・処理推進協議会技術講習会受講者
			自動車電気装置整備士 その他自動車整備業務
			エアコン整備業務 フロン類回収業務経験者
			その他()
			兵庫県フロン回収・処理推進協議会技術講習会受講者
			自動車電気装置整備士 その他自動車整備業務
			エアコン整備業務 フロン類回収業務経験者
			その他()
			兵庫県フロン回収・処理推進協議会技術講習会受講者
			自動車電気装置整備士 その他自動車整備業務
			エアコン整備業務 フロン類回収業務経験者
			その他(

誓 約 書

年 月 日

印

神 戸 市 長 あて

(申請者)

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

{私 当社,当社の社員}は、下記に掲げる「使用済自動車の再資源化等に関する法律」 {第 45 条 第 56 条}第1項第1号から第7号のいずれにも該当していません。

{引取業また, {フロン類回収業} の登録を受けた後は,法令等に従い適正かつ誠実に業務を遂行いたします。

なお, 法令等に違反した場合は, いかなる処分を受けても異議ありません。

[使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)第 45 条(第 56 条) 第 1 項第 1 号から第 7 号]

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 自動車リサイクル法,フロン類回収破壊法若しくは廃棄物処理法又はこれらの 法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ,その執行を終わり,又は 執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 第51条(第58条)第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった 日から2年を経過しない者
- 4 引取業者(フロン類回収業者)で法人である者が、第 51 条 (第 58 条) 第 1 項 の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以 内にその引取業者 (フロン類回収業者) の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- 5 第 51 条 (第 58 条) 第 1 項の規定により事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業 (フロン類回収業) に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でそ の法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者がある もの

神 戸 市 長 あて

(申請・届出者)

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

同時申請(届出)に関する申立書

本申請(届出)における下記の添付書類については, 年 月 日付で貴庁に 同時に申請(届出)した {引取業者 解体業者 に係る {登録申請書 変更届出書 } のものと共通しておりますので、省略いたします。

記

- □ 商業登記簿謄本
- □ 住民票の写し(本人・法定代理人)
- □ 誓約書
- □ 事業所周辺の地図
- □ その他(